

生活保護費の保護変更決定処分に係る訴訟の判決について

1 訴訟の概要

(1) 当事者

原告 青森市在住の個人2名、八戸市在住の個人2名（平成29年1月27日当時）
被告 青森市、八戸市

(2) 概要

平成25年の国の生活保護費の段階的な基準見直し（引下げ）に基づき行った「生活保護費の保護変更決定処分」について、本市及び八戸市福祉事務局長に対し、当該処分を不服として、平成29年1月27日に訴訟を提起し、

- 平成26年3月13日付けでした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す。
- 平成27年3月12日付けでした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す。
- 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求めているもの。

2 生活保護費の保護変更決定処分について

- 生活保護世帯と一般低所得者世帯の消費実態の均衡を図るため、国において、平成25年8月から生活保護費の基準を見直し、減額したもの。
- 激変緩和措置として、従前の基準額の10%を超えて減額にならないよう、3か年（平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月）かけて段階的に実施された。

3 訴訟の経過

平成29年6月8日 訴状の送達日
口頭弁論（計24回）
令和5年3月24日 判決言渡し

4 判決の内容

- 原告に対して平成26年3月13日付けでした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定処分を取り消す。
- 原告に対して平成27年3月12日付けでした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定処分を取り消す。
- 訴訟費用は被告らの負担とする。

5 判決を受けての対応

生活保護事務は法定受託事務であり、本訴訟の結果は生活保護制度の運用に多大な影響を与えることから、法務省及び厚生労働省と協議のうえ、令和5年4月6日青森地方裁判所へ控訴状を提出した。

なお、第一審に引き続き控訴審についても、これまでと同様、法務大臣権限法に基づき、法務局に訴訟活動を依頼している。

(参考：全国の状況)

同種の訴訟が全国29地裁で提起